



2009. 5. 20 発行

第150号

(初版1997. 01)

【目次】

- 租税特別措置法の一部を改正する法律案について
- 現在の中小企業融資制度について
- 雇用保険制度の改正
- 公益法人の制度改革に関する役員会説明サービスについて

租税特別措置法の一部を改正する法律案について

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、①交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ、②研究開発税制の拡充、③住宅取得資金の贈与税の非課税制度の創設、の改正案が議論されています。

今現在、成立前ではありますが、上記3つの改正案についてご紹介していきます。

中小企業の交際費課税の軽減

平成21年4月1日以後に終了する事業年度から、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を現行の400万円から600万円に引き上げる措置が講じられます。

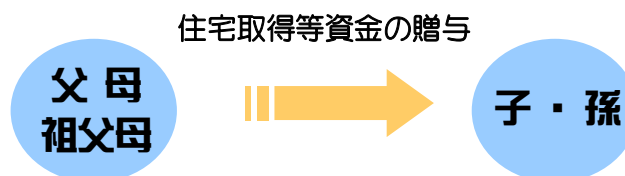
交際費等のうち、損金に算入される額は現行どおり定額控除限度額の90%と変わらないので、損金算入限度額は360万円(400万円×90%)から540万円(600万円×90%)となります。

研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における試験研究費の税額控除の限度額が、現行の当期法人税額の20%から30%に引き上げられます。

住宅取得資金の贈与税の非課税制度の創設

適用対象となる贈与



平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、暦年課税又は相続時精算課税の非課税枠に500万円が上乗せされます。

※住宅取得等資金とは
自己の居住の用に供する一定の家屋の新築もしくは取得又は増改築等のための資金をいう。

暦年課税の非課税枠

110万円 → 610万円

相続時精算課税の非課税枠

3500万円 → 4000万円

※相続時精算課税は現行の住宅取得等資金の特例による場合(平成21年12月31日まで)

現在の中企業融資制度について

現在の中企業向け融資制度を借入目的・企業形態に応じて分類したものをご紹介します。

借入目的・企業形態に応じた分類

A 資金枠が一般の融資制度とは別枠

民間

北海道制度融資「セーフティネット貸付」

札幌市制度融資「景気対策緊急支援資金」

上記2資金は、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」による信用保証協会の別枠保証、「セーフティネット保証」とタイアップした制度です。

政策公庫

「セーフティネット貸付」

上記保証枠とは別枠の政府予算による制度。上記「原材料価格高騰対応緊急保証制度」よりも緩やかな利用要件が定められております。

B 保証協会の金融機関に対する保証が100%(通常は80%)のもの

「小口零細企業保証制度」保証限度額1,250万円

民間

北海道制度融資「経営安定資金(小口事業貸付)」

札幌市制度融資「元気おうえん資金」

C 金利条件の有利なもの

民間

札幌市制度融資「景気対策緊急支援資金」

金利、保証料合計1.945%～(保証料4分の1補給後)

北海道制度融資「セーフティネット貸付」

金利、保証料合計 1.98%～

政策公庫

「セーフティネット貸付(経営環境変化資金)」

金利2.1%(第三者保証人無 2.75%)

※本誌でご紹介した内容は、中小企業庁等が公表している各資料から抜粋したのものになりますので、実際に融資をご利用される場合は、各取扱機関にてご確認ください。

D 資本金1,000万円以下または小規模企業者限定の有利な制度

民間

札幌市制度融資「小規模事業資金」

金利、保証料合計 2.15%～

札幌市制度融資「元気がんばれ資金(まちづくり特別枠)」

金利、保証料合計 2.0%(保証料全額補給後)

※さぼーとさぼろ1年以上加入会員であることが条件

政策公庫

「経営改善貸付(マル経)」

金利2.1%(担保・保証人不要)

商工会議所・商工会の経営指導を6カ月以上受けていること…札幌商工会議所の場合

※4月15日より、

融資上限額が1,000万円から1,500万円に拡大

E 借入審査の迅速なスコアリングシステムによる信用力評価などの手法により、迅速審査を行っている制度

民間

新生ほっかいどう資金「クイック長期(短期)」

金融機関所定の変動金利だが、保証料割安

金融機関各社の事業者ローン

F 新規開業・業歴の浅い中企業者向けの制度

民間

北海道制度融資「創業貸付」

札幌市制度融資「創業支援資金」

政策公庫

「新規開業資金(新企業育成貸付)」

この制度の枠内で、無担保・無保証人可の制度あり

「新創業融資制度」

その他留意事項

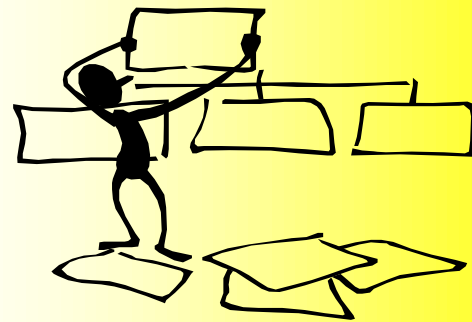
●信用保証料の料率は、原則、スコアリングシステムによる信用力評価に基づき、9段階の保証料が設定されている。

●「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト提出・・・信用保証料0.1%割引

平成21年3月31日以降

『雇用保険制度』

が改正されています!!



昨今の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者のセーフティネット機能及び失業した者に対する再就職支援機能の強化を重点に、雇用保険制度が**平成21年3月31日に改正**されました。

今回は主な改正項目のポイントをご説明していきます。

雇用保険の適用範囲の拡大

短時間就労者や派遣労働者の雇用保険の適用基準が緩和されました。

【改正前】

1年以上の雇用見込みがあること
1週間の所定労働時間が**20時間以上**あること

【改正後】

6ヶ月以上の雇用見込みがあること
1週間の所定労働時間が**20時間以上**あること

雇止めになった非正規労働者へのセーフティネットの強化

特定理由離職者（下記①と②のいずれかに該当する者）の場合は離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して**6ヶ月以上**あれば基本手当の受給資格要件が満たされることになりました。

① 期間の定めのある労働契約が満了し、かつ、当該労働契約が更新されないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新につき合意が成立しなかった場合に限り。）

② 正当な理由のある自己都合により離職した者（正当な理由として挙げられるのは、心身の障害や疾病・負傷等により離職した場合や結婚に伴う住所の変更、事業主の命による転勤に伴う別居の回避を理由に通勤不可能又は困難になったことにより離職した場合等です。）

なお、①に該当する特定理由離職者は基本手当の所定給付日数が特定受給資格者（解雇等で離職した者）と同様に手厚くなりました。（雇用保険の加入期間や離職時の年齢により、所定給付日数が手厚くならない場合もあります。また、平成21年3月31日～平成24年3月31日までに離職した場合のみ対象です。）

雇用保険料率の引下げ

失業等給付に係る雇用保険料率が**平成21年度に限り**引下げられました。

【平成20年度】

| | 雇用保険料率 | 労働者負担 | 事業主負担 |
|----------------|---------|--------|---------|
| 一般の事業 | 15/1000 | 6/1000 | 9/1000 |
| 農林水産業 清酒製造業 | 17/1000 | 7/1000 | 10/1000 |
| 建設業 | 18/1000 | 7/1000 | 11/1000 |

【平成21年度】

| | 雇用保険料率 | 労働者負担 | 事業主負担 |
|----------------|---------|--------|--------|
| 一般の事業 | 11/1000 | 4/1000 | 7/1000 |
| 農林水産業 清酒製造業 | 13/1000 | 5/1000 | 8/1000 |
| 建設業 | 14/1000 | 5/1000 | 9/1000 |

◎他の改正項目や詳しい改正内容は厚生労働省のホームページにて確認できます。





制度改革に関する

役員会説明サービス

について



昨年12月から始まった移行認定申請や移行認可申請（以下 移行申請といいます）ですが、4月中旬から内閣府や各都府県でも認定・認可についての答申・公示が出始めました。

大半の法人についてはこれから申請業務について入念に検討されていくことと存じます。

私ども社会福祉法人公益法人部では関与先である公益法人の皆様から様々なご相談を伺っております。

ご相談の内容で最近多いものが「制度改革や申請業務に関する役員への説明をどのようにしたらよいか」というものです。

移行申請は内容的にも非常に複雑で、法人運営の根幹である定款の変更から会計面（財務・収支）の検討まで幅広い知識が求められます。

そこで当事務所では、「**役員会説明サービス**」を行っております。法人の社員総会や評議員会、理事会に弊社職員が参加し、制度改革の概要をご説明致します。

また、ご要望に応じて、法人が移行申請に向けて取り組むべき事項などもご説明致します。

このサービスについては年明け以降、依頼が急増しており、役員様の制度改革に対する理解促進のためにもお役に立てるものと存じます。

詳細については**弊社社会福祉法人公益法人部**までお問合せください。



編集後記

150号記念



広報委員長の松本です。今号は月刊グローバルが発行されて記念すべき150号を迎えることとなりました。振り返ると初版の1997年から早12年、皆さま方にご愛読いただいています。節目の号ということで、当事務所の広報委員会の活動についてご紹介したいと思います。

現在、広報委員会は7名の職員で運営しています。主な委員会活動としては、まず毎月の業務である本誌月刊グローバルの作成です。毎月会議を開いて掲載記事や構成について議論しています。本誌を読まれる方々に価値ある情報提供を！をモットーに委員一同奮闘しています。

そのほかの活動として、ホームページの運営があり、新着情報の更新や定期更新のコラムレター（職員全員で順番に記事を作成）をアップしたり、定期的にサイト内の管理・修正などを行っています。

また、会社案内の作成や年末の年賀状の作成、雑誌広告の作成、名札・社章等のデザイン…などと、あらゆる広報活動を行っていますが、やはりセンスを問われる業務でもあり、自分自身思うようにいかないこともあって挫折しそうになったこともあります。ただ、こういった何かを作るという作業は性格的に好きなので、割と楽しんでたりします。

（最後に）企業の広告活動は企業が成長するためのツールとして重要なものだと考えています。業種によって様々な広告活動が考えられますが、「まず知ってもらう・安心してもらう・信頼を得る」、という根本は共通していると思います。決して自己満足で終わらず、それを見る側の立場にたって、有益な情報を提供していけるように委員会一同努めて参りますので、今後ともよろしく願いいたします。

（広報委員会）

月刊グローバル 2009年6号

2009年5月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 南札幌ビジネスエージェンツ
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合
エスバイエス事業協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー（PDF形式）でご覧いただけます。